

御意見等	
①	<p>介護予防・重度化防止に係る施策(実績と効果の実証的検討) 介護予防・重度化防止が大切な事業だと思っているが、計画P29基本方針2に掲げられているが、P30 に行くと重度化防止が落ちてしまい、ほかのページにも重度化防止の項目が出てこない。第九次計画では介護予防と重度化防止が同じように考えられているのか。事業の実績と効果について実証的に検討して指標としてこれでよいのかそれぞれの専門的な立場から議論が必要なのではないか。</p>
	事務局の考え方等
	第九次計画の位置付け
	<p>「介護予防」は主に要介護状態にない元気高齢者を、「重度化防止」は主に要介護、要支援状態にある高齢者を対象としておりますが、いずれも高齢者の心身機能の維持や向上を目指す考え方です。本市では、地域包括ケアシステムの深化・発展を通して、高齢者ひとりひとりのライフステージに合うよう、相談・支援体制(p57～)に基づき、各種介護予防事業(p69)、介護予防・生活支援サービス事業(p70～)及び介護保険サービス(p85)等を効率よく提供し、心身機能の維持向上を図ることで、高齢者の自立した生活を支援することとしております。</p>
	現状
	<p>介護予防については、介護予防把握事業(おたっしや長寿アンケート)の実施により機能低下者を抽出し、各種介護予防教室や通いの場への参加を促しております。各々の介護予防教室や通いの場では、実施前後に参加者の体力測定やアンケート調査を行って、より効果的な事業実施につなげております。</p> <p>介護サービスについては、計画p85～の定量的な見通しに基づき、要介護高齢者の生活支援や心身機能の維持向上を図っております。</p>
今後の検討の視点・考え方	
<p>介護予防・重度化防止の推進に必要な指標について、委員の皆様のご意見を頂き、第十次計画の策定に生かしてまいりたいと考えております。</p>	

御意見等	
②	<p>介護事業者の運営(廃業・人材確保等の問題) 介護事業者の人材不足について、第九次計画でもP26アンケートで約半数から人材不足との話が出ているが、P113の入門研修で本当に効果があるのか。本格的に調査して対策が必要なのではないか。他県の専門学校や実務研修生の話などが全国的に対応の方策としてある中で、どこまで市として踏み込んでやるのか経営者も含めて検討すべきテーマではないか。</p>
	事務局の考え方等
	第九次計画との位置付け
	<p>計画の112ページにおいて「地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進等」を掲げており、介護人材の確保や資質向上、定着促進に向けた取り組み等が必要であると位置づけております。</p>
	現状
	<p>介護に関心をもつ未経験者を対象に「介護に関する入門的研修」を実施し、新たな介護人材の確保に努めるほか、「人材育成セミナー」を開催し、介護職員の資質向上を図っております。 また、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修の修了者に対し、研修に要する経費の一部を助成することで介護人材の確保に努めております。</p>
今後の検討の視点・考え方	
<p>今後においても、介護現場における人材不足の現状や介護人材を育成する教育現場の課題等について、当協議会において委員それぞれのお立場からご意見をいただき、第十次計画に反映させていきたいと考えております。</p>	

御意見等	
	<p>不正を防止するための対策(適正化を担保する監査の実施状況と課題) 第九次計画に適正な事業が行われている、それは市が担保しますとの言葉が欲しいと思うが計画にはない。今回の進行管理の中で点検の内容についてサービスが適切になされているか検討しますとなっている。介護事業者は社会福祉法人、公益法人、株式会社と多様になっている中、事業者が自らチェックするのがどこまでされているのか。 介護保険事業の監査は、県がやっているのか中核市がやっているのか。法人監査について、市がどこまで介入しているのか。 それらの結果をまとめて、不正がないか、適正か検討ができるのではないかな。</p>
	事務局の考え方等
	第九次計画との位置付け
	<p>計画の113ページの(2)介護人材の資質向上と定着促進の2行目に「サービス事業者への指導監督、業務管理体制の監督」について記載しており、事業所の適正な運営が介護人材の資質向上と定着促進につながると考え、位置づけしています。</p>
	現状
③	<p>郡山市では、厚生労働省の通知に基づいて、事業者の法人監査、事業所への運営指導を中核市として、毎年度実施しています。 社会福祉法人に対しては、法人監査として、およそ3年間に1回、事業所単位では、事業所の運営指導として、訪問介護等の介護サービス種別ごとにおよそ5～6年間に1回の書類審査、事業所への立ち入りによる指導を実施して、適正な運営、介護報酬の請求がされているか指導を行っています。令和6年度は126事業所の運営指導を予定しています。通常の運営指導で、運営指導や法人監査の際に問題がある場合や、不正な介護サービスの提供が疑われる場合には監査を実施して、改善勧告、事業所指定取消等の行政処分を行うこととなっています。(郡山市運営指導要綱、郡山市監査要綱参照) また、緊急の運営指導、監査については、利用者、利用者家族、事業所職員等の通報や情報提供があった際に随時実施することとされており、令和5年度は3事業所、令和4年度は2事業所に対して実施しました。 運営指導、監査結果については、毎年Webで公開しており、R6年度分はR7.5月以降に公開予定です。</p>
	今後の検討の視点・考え方
	<p>介護保険事業所の運営指導、監査は介護保険法、厚生労働省「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づいて実施しているものであり、今回いただいた御意見等については、今後の郡山市の介護保険事業の適正な運営や介護給付適正化の参考とさせていただきたいと考えております。</p>